

第2号様式

鹿児島県警察機動隊水難救助部隊運用要領の制定について（概要）

（令和2年2月20日 鹿機第7号）

本通達は、鹿児島県警察機動隊水難救助部隊の運用に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 制定の趣旨
- 部隊の運用要領について
- 運用上の留意事項

等である。